

# 議会運営委員会

令和8年3月18日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男  
伴 吉晴  
奥村 容子  
中川 議長

○溝部真紀子  
嶋田 善行

齋藤 文夫  
井上 卓也

## 2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行      同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

初めに、1. 協議事項、（1）令和8年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧ください。

各常任委員会等に付託されました町長提案の17議案のうち、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、および議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、賛否の討論があり、賛成多数で可決すべきものと決しております。他の15議案は、いずれも満場一致で可決・認定すべきものとされております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきます。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました、議案第13号、15号につきましては、最終日の本会議で討論になると思いますが、この他の議案で、討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。 溝部委員。

溝部委員

議案第2号についてお願ひします。

委員長

私の方からも、議案第4号については討論の予定をしていることを申し添えておきます。

ほかにございませつか。

( な し )

委員長

それでは、議案第2号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、さらに、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、この2議案は賛否の討論を予定されているということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論については、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませつか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思ひます。

追加日程1. 発議第2号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則については、のちほど(3)の①において、最終確認の協議をさせていただく予定ですが、2月18日の当委員会で、委員会発議により改正する方向で確認をしておりますので、追加日程としてあげております。

このことから発議第2号は、委員会発議の議案であり、本会議での質疑を省略し、最終日に即決することにご異議ございませつか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

現在までに追加提案を予定されているものはこの1件ですが、この他に、

提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞き  
になっているものはございますか。

( な し )

委員長

議員提案の予定は、現時点ではこの他にないと確認しておきます。

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきます  
ますので、議長には、進行方よろしく申し上げます。

(1) 令和8年第1回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題とします。

5月臨時会及び6月定例会等の日程についてご協議いただきたいと思いま  
す。

まず、お手元にお配りしております日程案について、議会事務局から説明  
をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務  
局長

おはようございます。

それでは、次期定例会等の日程案につきまして、ご説明させていただきます  
す。

初めに、6月定例会の日程案でございます。お手元の令和8年6月斑鳩町  
議会定例会日程表(案)をご覧ください。

6月1日(月)を初日とし、6月18日(木)を最終日とする、会期18  
日間の案をお示ししております。

まず、6月1日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を  
開催、2日(火)3日(水)は休会、4日(木)を一般質問1日目、5日(金)  
を一般質問2日目とし、6日(土)7日(日)は休会、8日(月)は建設常  
任委員会、9日(火)は厚生常任委員会、10日(水)は総務常任委員会、  
11日(木)から14日(日)までは休会、15日(月)は議会運営委員会、  
16日(火)、17日(水)は休会とし、18日(木)を最終日とする、会期1  
8日間の案でございます。

次に、5月の臨時会等の日程でございます。裏面の令和8年4・5月委員  
会等日程(案)をご覧くださいませでしょうか。

臨時会については、5月8日（金）を予定しております。臨時会の議事運営をご協議いただく議会運営委員会については、4月27日（月）の開催、その打ち合わせについては4月23日（木）にさせていただければと考えております。

なお、臨時会招集に必要となる議案がない場合は、臨時会は開催せず、全員協議会で役員改選をしていただきたいと考えております。

また、5月の委員会は、5月の役職改選後、新しい正副委員長に相談させていただくべきところがございますが、5月1日発行の議会だよりに日程を掲載する必要がございますので、事前周知の関係上、先ほどの6月定例会、5月臨時会等も含め、あらかじめご提案させていただいております。

まず、5月18日（月）に議員懇談会、20日（水）に建設常任委員会、21日（木）に厚生常任委員会、22日（金）に総務常任委員会、26日（火）に議会運営委員会とする日程案でございます。

以上、次期定例会等の日程案のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長           ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。   中川議長。

議 長           12日金曜日、6月議会定例会日程表の案ですけど、農業委員会を開催されるの、毎定例会考慮してるのかな。

委員長           福田議会事務局長。

議会事務局長    農業委員会につきましては、以前の議会運営委員会で必ずしも調整ができるようであればその日に開催してもいいということ、議会の方ですね、開催していいということをご確認いただいております。

今回につきましては、総務常任委員会からですね、2日間は空けさせていただいておるんですけど、この会期中は特段会期に支障がございませんと考えましたので、その日については特に予定は入れず、空けた形で予定の方、組まさせていただきます。以上でございます。

議長 例えばこの12日、農政委員の人がお昼14時からかな、そして農業委員会総会が15時からかな。そやから午前中に議会運営委員会をここに当てはめたら、最終日を月曜日1日平日空けて16日最終日というのも、ちょっとでもコンパクトになるっていうんか、それでも支障ないのちがうかなというふうには思うねんけど、その点についてはどうなんやろ。

議会事務局長 12日、作業的なスケジュールといたしまして、総務常任委員会から間、総務常任委員会終了後に議会運営委員会の打ち合わせを通常しております。その間1日を最低空ける形とさせていただきます。今回、農業委員会午後なんで、できなくはないかもしれないんですけど、日程的に厳しい場合はこちら12日に議会運営委員会、そして2営業日を開けて本会議最終日ということも可能であるかなとは考えます。

議長 特に別にこだわりはないねんけど、無駄な日って言ったら語弊あるけど、平日でできる日を入れていって、少しでも会期短くしたほうがええのかなって気持ちもありますけど、そこはどうしてもこうじゃなかったらあかんというこだわりはないんで、他の委員さんがこれでいいということやったらこれで結構です。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 今、議長の話にもありましたけど、これ2日空ける方が、総務から議運に対して2日空ける方が望ましい、事務量とかその辺はどんなものか、ちょっと具体的に教えてほしいんですけど。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 事務量の関係で申しますと、実質的には最低1日は空ける必要があるかなと考えております。今回、農業委員会がある関係で、かなり余裕を持った形にはなっておりますので、絶対2日空けなければならないということとはござ

いません。

ただ、議会運営委員会から最終日のところは最低2日は委員長報告とか、テープ起こしの関係もありますので、そちらは2日間は空けた形でお願いしたいかなと考えております。

伴委員 気持ちとしたらできるだけコンパクトにと。私もその意見ですので、今回これをどうするかというのは別として、今後そういうことも検討してやっていただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今回のコンパクトにということは結構なんですけど、議運がもしか午後からも、1日かかるとすれば、これ農業委員会と重なるわけですね。そやからそういうことも考慮して、普通農業委員会があるときにはそこに当てはめないということだったと思うんです。そやから、この形でいいのではないかなと思いますね。

委員長 今回こういう形で組ませていただいて、今後色々コンパクトな形とか、調整しながら日程調整については行っていただきたいと思いますが、今回につきましては、これで特に問題はないと思いますので、進めさせていただきますと思います。

皆さんからいただきました意見につきましては、また今後、反映していきけるようにしていきたいと思っておりますので、そういう形でよろしいでしょうか。

中川議長。

議長 今回、委員会と農業委員会の日、12日やね、議選の農業委員さんというのもなくなって、中立的な立場で今、井上議員が農業委員会の委員として出席していただいておりますわな、だから井上委員が入ってない常任委員会、また議会運営委員会であれば、午後までかかっても大丈夫やから、その点もまた考えていただけたらと思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、5月の臨時会又は全員協議会は5月8日(金)を予定、また、6月定例会の日程及び4月・5月の各委員会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定しておくということで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。次期定例会等の日程につきましては、ただいま申しあげましたとおり、予定ということで確認をしておきます。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①標準町村議会傍聴規則の一部改正についてです。

前回の委員会では、資料にもとづいて規則(案)を確認していただき、3月の委員会で最終確認をすることとなっております。

先ほどの追加日程でも確認させていただきましたが、添付しております最終案のとおり、最終日に委員会発議するということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、最終日に委員会発議で追加上程します。

次に、(4)斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてです。

前回の委員会では、事務局から、資料にもとづいて条例施行規程(案)の説明を受け、その進め方として、全員協議会に報告後、議長決裁で公布の日から施行することについて提案がありましたが、資料に目を通していただき、改めて議論するというところで終わっております。それでは、案の内容について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員 前回提示された資料を読み込みました。あれで結構かと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 これで結構です。

委員長 ほかの皆さんもよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程については、本案で改正することとし、そのことについて、改めて最終日の全員協議会で報告後、議長決裁で公布の日より施行することでご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、最終日の全員協議会に報告後、議長決裁で公布の日より施行することとします。

次に、(5)傍聴席における新型コロナウイルス感染症等予防対策について、事務局より相談があるとのことですので、発言を許可します。

福田議会事務局長。

議会事務局長 それでは事務局より、傍聴席における新型コロナウイルス感染症等予防対策について、ご相談させていただきます。

さきほど、最終日に委員会発議で上程することをご確認いただきました、斑鳩町議会傍聴規則の改正につきましては、傍聴人の守るべき事項を現在の社会情勢に即した内容に見直すとともに、住民に開かれた議会の実現を図る

観点等から、年齢制限の緩和や、帽子やマフラー等の着用を認めることとしております。

現在、斑鳩町議会の傍聴席では、感染症対策として、39席中傍聴席を一席ずつ空けて19席について着席いただく運用を続けておりますが、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行してから、社会の感染症対策は大きく変わり、公共施設等における座席制限もすでに撤廃されている状況が多くなっております。

斑鳩町議会の感染症対策といたしましては、議員席や理事者席、また議場の扉を開けて換気する等の感染症対策を継続することについては、今まで通り、議会開催の都度、ご確認いただくことを継続するものの、今回の傍聴規則の改正に併せて、傍聴席の座席数の制限については撤廃し、より多くの方にご利用いただくことができるコロナ前の運用に戻すことにつきまして、ご協議をお願いしたいと考えています。

以上、傍聴席における新型コロナウイルス感染症等予防対策についてのご相談とさせていただきます。よろしくご意見申し上げます。

委員長           ただいま事務局から説明がありましたが、これについて委員皆さまの質疑・ご意見をお受けいたします。    伴委員。

伴委員           私の意見からしますと、もし傍聴席の席数が非常に厳しい状態、来られる方が多く、座る場所が非常に少ないといえますか、でなければ今の形を続けて。なぜかといえますと、ホール等行きますと、今は花粉症でマスクされている方が多いですが、それ以外の時期であっても、ずっとこの間ほとんどの方がマスクされている。マスクせんと、「あっ、忘れた、マスクしてきたらよかったな」というぐらい皆さん感染症、インフルエンザなのか、それ以外のものなのか、やっぱり気にされている、コロナ以外でも気にされているような部分もありますんで、もし席に余裕があるようであれば、今のやつを維持ということも考えていただければという感じが私はします。

委員長           ほかいかがでしょうか。    井上委員。

井上委員 今、伴委員言われたとおり、どうしてもないというのであれば考えないといけないと思うんですけど、今の状態で継続というのは僕もありかなと思います。

委員長 例えば当日、見込んでいた以上に来て席がないってなったときに、準備するっていうのが時間的に対応できるものなのかどうか、そこはどうでしょう。 福田議会事務局長。

議会事務局長 当日、多くの方が来られた時の対応といたしましては、座席のところは座れないような形にしておりますので、短時間ですぐに取り外しというのはなかなか難しいところもあるかなとは考えております。

委員長 中川議長。

議長 子ども議会かな、ああいうので保護者の方や学校の先生が前もって数多く来るっていう時だけ外しておく、平素は今まで通りで十分傍聴席足りているんで、あの状態にしておくとか、前もってわかる日の分だけ外しておくというのは対応も出来るのかなというふうに思いますけど。

委員長 前もってわかっていたら対応可能かと思えますけど、当日来られた場合、一人ひとりやったらすぐ外せると思うんですけど、30なん人とか来はったときに、ちょっと入れませんのでモニターでという対応になってしまうかと思うんですけど、来た場合ですけどね。

議長 あれ、何で留めてるの。すぐ外れるものと違うんかな。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 感染防止の表示の紙と、それを留める紐とといいますか、ものでくくっておりまして、それをまた、紐の部分を外したりつけたりっていうところらへんが、いっぺんに来られた場合にはちょっとなかなか厳しいのかなと。

あとまた、これはちょっと発言させてもらっていいのかっていうところあるんですけど、なかなかついたり外したりというテープのところは作業的に状況にあわせて付け替えたりというところが、一度外したテープ、まだ使えるのか、またし直すのかというあたりが、ちょっと段取り的にはすぐな対応が難しいところがあるかなと考えております。

ちなみになんですけど、平成30年6月の一般質問でしたら当日は32人来られてまして、令和元年の9月の一般質問、こちらもコロナ前なんですけど、1人26人来られたりしているケースもありますので、その時にどこまで、すぐどうできるかというところらへんがちょっと心配かなと考えております。以上でございます。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時23分 休憩 )

( 午前9時25分 再開 )

委員長 再開いたします。 嶋田委員。

嶋田委員 5類に移行になって、コロナが終結しだしてから、だいぶ日も経ちますんで、今の状態を取っ払って、入口に注意してくださいと、そういうふうな張り紙をして取っ払うということでどうかと思います。

委員長 ただいま、嶋田委員のほうから、もう傍聴席については規制するんじゃなくて開放して、入口に注意書きでソーシャルディスタンスにご協力お願いしますという掲示をしてはどうかというご意見でしたが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、事務局から提案がありましたことについては、提案通り受け入れて、さらに入口について、ソーシャルディスタンスへのご協力の掲

示をするということで対応するというふうに確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 それでは、この件についてはこれで終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他についてを議題とします。

①委員会における各種計画資料の取扱いについて、先の3月16日の総務常任委員会におきまして、委員より、ページ数が多い計画については、計画を見てすぐに質疑や意見等を言うことが難しいことから、資料を事前配布することについての意見があり、また、最終案の前に説明を受けることができる機会を設けることについても、意見がありました。

このことについて、町の考えをお聞きしたいと思いますが、総務部長お答えできますでしょうか。 西巻総務部長。

総務部長 おはようございます。

総合計画等の町の基本的な政策を定める計画などの策定、または変更に関する議会報告等の取扱いについての町の考え方でございますが、基本として、2月に開催されます各常任委員会へ「計画（素案）」として資料を提出させていただき、ご報告を申しあげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、総務部長からそのような回答がございましたが、これを受けて委員皆さんの質疑、ご意見等があれば、お受けします。 伴委員。

伴委員 今回の部長のおっしゃったことをもう1度確認したいんですけども、計画素案として閉会中の委員会で見れるというような感じの感覚なのかな。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 大半の計画の策定、あるいは見直しにつきましては、3月末をお尻、いわゆる終点としてやっておりますので、2月にこういった計画についてはパブリックコメントも実施しておりますので、そのパブリックコメントの資料の方を用いまして、素案としてそういったご説明をさせていただく機会を設ければなというふうに考えております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 懇談会等出すということですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 ケースケースにはよりますけれども、懇談会の時期が閉会中の委員会の先でしたか、できる限りその時期には出させていただきたいと思うんですけども、それはこちらの、何とか出せるように頑張ります。

委員長 パブリックコメントのだいたい取る時期なんですけども、いつぐらいから始めて期間どれぐらい設けているんですか。

総務部長 期間は30日となっております。それと、最終の審議会がございまして、そこで諮問答申の形、等あれば、その答申をいただく前にまとめますので、30日の期間ですから、だいたい12月から1月の間、3月をめどに策定、あるいは見直しする計画はそういった時期ぐらいでやらせていただいているのが通常で、1月から2月ということもございまして。

委員長 そうするとパブリックコメントを募集する素案については、だいたい議員懇談会の時点ではできあがっている場合が多いかなというふうに思いますけども。

総務部長 委員長おっしゃいますように、そういった形でスケジュール感をもって今のところやっておりますので、ただ、計画によってはボリュームのあるやつもご

ございますんで、パブリックコメントが30日開かれない場合、特段やむを得ない場合は短くする場合もございますんで、一概に30日が原則ですけれども、そういったものもあるよということだけご認識いただければと思います。

委員長 中川議長。

議長 閉会中、2月の議員懇談会が一番最初にあって、その真ん中ぐらいで常任委員会ありますわな。頭の議員懇談会間に合わなくても、各常任委員会で報告できたら、3月議会までに約1か月あるということやん。常任委員会で説明していただいたら何の問題もないのと違うん。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 説明も提出だけでなくて概要の説明はさせていただきたいかなと思います、その資料を用いましてね。ただ、資料がその時に何十ページもあるやつ、素案として出させていただいたものも、骨子がこういった方向、あるいはこういった見直しをしてますよといった説明もさせていただければなというふうには思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 この前の総合計画の後期の分ですけども、後期の分を出されてもですね、全体、どこが変わったのか主な対比表みたいなのがあればわかりやすいかなと思うんですけど。見比べないと、どこが変わったのか理解できないというか。私もこの前いただいて見比べたんですけども、ものすごく量が多くて、一字一句見ていってもあまりこう理解できなかったんで、その辺はどうなのかなと思いますけれども。

委員長 西巻総務部長。

総務部長     ボリュームの多いやつ、確かに見づらい、わかりづらいのは承知しているところがございます。私どもの方もパブリックコメントに出させていただきます資料をもって素案として提出させていただいたほうがいいのかなど。それは、申し訳ないんですけども、事務負担の関係もあって、改めて資料をつくるということになりますと、それだけ時間もかかりますし、そういったものはちょっとご理解いただければなと思いますので、パブリックコメントに出てます資料を用いて素案として議会の方に提出させていただきたいというふうには考えております。

委員長       齋藤委員が今おっしゃっている分は、新たに計画をつくるという形ではないので、のちのちまた質疑できるし、その間に色々理事者に聞きに行ったりできると思うので、またそれはそれで議員個人としてやっていただけるのかなど。またそういう資料の請求については、今の件とは別個で議論させていただければと思います。

委員長       嶋田委員。

嶋田委員     これ、打ち合わせの時に委員長からこれもう事前に各委員に配布したいねんということであれば、配布できるような状態になるわけですか。

委員長       西巻総務部長。

総務部長     少なくとも議員懇談会で配布できる部分がございますたら、そこにもう資料をつけさせていただこうかなと思います。イメージ的には当初予算の概要ってございますよね、ああいった形で、資料だけつけさせていただいて、こういったものを次の常任委員会で予定していますよという形でつけさせていただくのが一番やと思います。

その次に今、嶋田委員おっしゃったように委員長さんから事前配布、打ち合わせのときに、言うても3日ほどしかないんで、その時にあれば準備して直ちに、先にお配りさせていただいて、2月常任委員会、それは素案として説明させていただいて、3月、あるいはその間にご意見をいただくというよ

うな形で進めさせていただいたらどうなのかなというふうには思います。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時35分 休憩 )

( 午前9時43分 再開 )

委員長 再開します。

休憩中にも色々意見いただきまして、基本的には理事者の方から2月の委員会に向けてパブリックコメントで活用している素案を用いて資料も提出していただいて、委員会でも概要説明をいただくということで。

さらに、委員会の打ち合わせで委員長から資料請求があり、事前配布を要望された場合にはできる限り対応していただくということで確認しておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 部長にはご苦労いただきましてありがとうございます。

またそのように確認させていただきます。

その他、各委員からご意見等があれば、お受けします。

( な し )

委員長 議長から、何かございませんか。

( な し )

委員長 事務局から、何かございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前9時44分 閉会 )